（略）		
北航路	第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一　函館港第三防砂堤灯台（北緯四十一度四十八分三十八秒東経百四十度四十二分八秒）から百四十三度五百メートルの地点 二　函館港第三防砂堤灯台から二百七十三度三十分二百五十メートルの地点 三　函館港第三防砂堤灯台から二百五十八度七百二十メートルの地点 四　函館港第三防砂堤灯台から百六十八度六百十メートルの地点 五　函館港第三防砂堤灯台から二百二十四度四百七十メートルの地点 六　函館港第三防砂堤灯台から二百三十四度七百五十メートルの地点	

別表第三（第二十条関係）

港の名称	区域	船舶の長さ
（略）		
函館	（略）	（略）
	第二区	百三十メートル
	（略）	（略）
（略）		

（略）		
第二航路	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との間の海面 一　函館港北防波堤灯台から百二十九度三十分千七百六十メートルの地点 二　函館港北防波堤灯台から九十五度六百二十メートルの地点 三　函館港北防波堤灯台から百三十四度千六百九十メートルの地点 四　函館港北防波堤灯台から百二十三度三十分六百八十メートルの地点	
第三航路	第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一　函館港第三防砂堤灯台（北緯四十一度四十八分三十八秒東経百四十度四十二分八秒）から百四十三度五百メートルの地点 二　函館港第三防砂堤灯台から二百七十三度三十分二百五十メートルの地点 三　函館港第三防砂堤灯台から二百五十八度七百二十メートルの地点 四　函館港第三防砂堤灯台から百六十八度六百十メートルの地点 五　函館港第三防砂堤灯台から二百二十四度四百七十メートルの地点 六　函館港第三防砂堤灯台から二百三十四度七百五十メートルの地点	

別表第三（第二十条関係）

港の名称	区域	船舶の長さ
（略）		
函館	（略）	（略）
	第二区	百五十メートル
	（略）	（略）
（略）		

附　則

この省令は、令和二年九月二十六日から施行する。